

第3回 大阪港自然災害対策連絡会議議事要旨

日時：令和5年3月8日（水）

午前10時30分～午前11時30分

場所：大阪港勤労福祉会館 2階会議室

1. 開会
2. 主催者挨拶（大阪港湾局 防災・施設担当部長 綱 潔之）
3. アドバイザー紹介
 - ・関西大学社会安全学部社会安全研究センター 河田 恵昭 教授
 - ・京都大学防災研究所 米山 望 准教授
4. 参加者紹介
5. 議題
 - ・議題1 大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱の改正（案）について
 - 資料1 大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱（案）
 - ・議題2 大阪港自然災害対策アクションプランの達成状況について
 - 資料2 大阪港自然災害対策アクションプラン（案）
（～大阪港地震・津波対策アクションプランの改編～）
6. 議事

（事務局）

まず初めに「大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱」の第5条2項について、議長である大阪港湾局長が連絡会議の会務を総理することとなっているが、議題1「大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱の改正（案）」については、事務局において、提案し、参加者全員の承認をいただければ、そのまま進行するが、異議は無いか。」

（参加者全員）

異議なし。

【「議題1における事務局による進行」承認】

（事務局）

議題1「大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱の改正（案）」について、事務局より提案させていただく。

資料1について、アンダーラインは削除、太字は改正となっている。

1点目は「第5条3項 議長が不在の場合は、大阪港湾局防災・施設担当部長がその職

務を代理する」との文言の追加である。2点目は大阪府都市整備部の組織改正により、事業管理室から事業調整室へ名称の変更による名簿の改正である。3点目は関連機関である大阪ガス株式会社の組織改正により、大阪ガスネットワーク株式会社へ名称の変更による名簿の改正である。4点目は関連機関である西日本電信電話株式会社の組織改正により、NTT西日本関西支店へ名称変更による名簿の改正である。

以上、事務局としての提案であるが、異議は無いか。

(参加者全員)

異議なし。

【議題1「大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱の改正について」承認。】

(事務局)

この後の進行については、承認された要綱、第5条3項に従い、議長が不在のため、大阪港湾局防災・施設担当部長に預ける。

(議長代理)

議題2「大阪港自然災害対策アクションプランの達成状況」について、資料2を事務局より説明願う。

(事務局)

議題2「大阪港自然災害対策アクションプランの達成状況について」説明させていただく。

資料2のP.2～P.5に「アクションプラン」の策定目的、体系、目標、継続体制を記載しているため、この場で説明は省略させていただくが、時間があるときに一読願う。

P.6について、回答いただいた各実施機関の令和4年度のアクションプランの取組内容及び令和5年度以降の取組予定等をまとめている。

今年度については、令和5年2月13日に課題別小会議を開催し、議題2について各実施機関から令和4年度アクションプランの取組内容及び令和5年度以降の取組予定等を説明いただいた。

その課題別小会議で各実施機関より報告いただいた内容について、事務局から一括して説明させていただく。

その後、補足及び詳細について、実施機関から説明を受けたいと思う。

アクション項目が26と多くなっているため、まずは、アクション項目1からアクション項目10までを説明させていただく。

1 各施設の定期点検と補修の継続・充実

内容は各管理主体が継続して各施設の適切な維持管理の取り組みを行うものである。

実施主体は近畿地方整備局、大阪府西大阪治水事務所、大阪市建設局、大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社、大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

令和4年度の取り組み内容は、各実施主体が水門、防潮扉及び防潮堤等について、各個別の計画及びマニュアルに基づき、定期点検、補修を実施し、適正な維持管理に努めた。

課題として、大阪港湾局より、技能職員の退職不補充に伴う職員減少の問題や防潮扉について、老朽化が進行しており、計画的な更新、改修が必要との意見がある。

令和5年度以降も取り組みを継続していく。

2 在来地区の防潮扉の嵩上げ

ここでは、経年による地盤沈下により、高潮災害時に必要な計画高さを有していない防潮扉の嵩上げを実施するものである。

実施主体は大阪港湾局。

達成期間は短期。

令和4年度の進捗状況は、既存防潮扉天端高さが「高潮恒久計画高」を下回る範囲約6.3kmについて、平成30年度から嵩上げ工事を実施し令和3年度で対策が完了した。ただし、令和4年度に新たな対策箇所として、約0.3kmが発生したため令和5年度以降で対策を行う。

嵩上対策が必要な防潮扉8基について、今年度入札不調となったことから、令和5年度に再度、工事発注し対策を終了する予定である。

3 埋立地における浸水対策の実施

埋立地において、既設コンクリート擁壁や護岸の嵩上げ等により、台風による高潮被害から人命や立地企業等の資産を最大限防護し、浸水被害を最小化するものである。

実施主体は大阪港湾局。

達成期間は長期。

令和4年度の実施内容としては、高潮対策工事予定箇所の一部について、埠頭利用者との調整や、設計に時間を要したため、工事スケジュールを見直し、令和5年度実施に変更したものである。

令和5年度以降も引き続き浸水対策を実施していく。

4 小型船舶被害低減策の強化・啓発

ここでは、各実施主体が継続して自然災害発生時の小型船舶による被害や影響を低

減する取組を行うものである。

実施主体は大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局、企業（マリーナ運営会社）。

達成期間は継続実施。

令和4年度の取組内容としては、大阪府西大阪治水事務所は「日常のパトロールと合わせて、船舶による河川内パトロールを行い、占有者への指導等を通じて流出抑制を実施した。

大阪港湾局は不適切な係留状況の船舶を指導すべく実地調査を行い、船舶登録番号から所有者が判明した船舶については、啓発文書の送付、また所有者不明船舶については、係留ロープへ啓発文書の取り付け、また、放置艇を把握するため船舶検査表による検査切れ対象船等の調査を実施している。

課題としては、不適切な係留船舶への啓発文書により、改善傾向ではあるが改善されない船舶もあるとの意見がある。

令和5年度以降の取組予定としては、引き続き、現状把握および啓発文書により係留状況の改善を取り組みを実施していく。

5 耐震強化岸壁の整備

ここでは、各実施機関により、災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を実施している。

実施主体は近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局。

達成期間は長期。

令和4年度の取組内容として、近畿地方整備局港湾空港部は国際海上コンテナターミナル（C12）荷捌き地の耐震改良を継続して実施した。

大阪港湾局では、平成29年度2月から暫定供用している夢洲C12岸壁延伸部（延長250m、奥行き50m）の背後部分について直轄事業として継続整備した。

令和5年度以降も引き続き荷捌き地の耐震改良を継続して実施していく。

6 コンテナ流出防止対策の継続

ここでは、台風に伴う暴風時や地震による津波などにおいて、コンテナの飛散、荷崩れ、流出防止対策を実施することとなる。

実施主体は大阪港運協会、企業（港運会社）。

達成期間は継続実施。

大阪港運協会の令和4年度の取組内容として、大阪港運協会の、空コンテナ保管事業者に対し、台風・高潮等の情報共有により啓発を行った。

課題として、「津波等の突発的な自然災害に対して対応が難しい」との意見がある。

令和5年度以降も事業者に対し、引き続き日常的な啓発と台風・高潮情報の情報共有に努めていく。

7 堤外地における受変電設備の嵩上げ

ここでは、高潮災害時に備え、コンテナ埠頭の受変電設備について嵩上げを実施していく。

実施主体は阪神国際港湾株式会社、大阪港埠頭株式会社。

達成期間は短期。

令和4年度の実施内容としてはC2の受変電設備の工事が令和4年度末で完了予定となっており、令和5年度中にC3の受変電設備完了予定である。

8 荷役機械の暴風・浸水対策

ここでは、台風に伴う暴風時における、荷役機械の逸走、倒壊対策を検討し実施するものである。

実施主体は大阪港湾局、阪神国際港湾株式会社、大阪港運協会、各企業（港運会社）。

達成期間は継続実施。

令和4年度の実施内容として、大阪港湾局は「暴風時については、逸走防止装置や転倒防止装置で固定するよう対策を実施」、「浸水被害があった場合、即時の部品交換により早期に機能回復できるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管」、「荷役機械の継続使用、廃止、更新の検討」を行った。

大阪港運協会は「荷役機械保有事業者に対し、台風・高潮などの情報共有および日常的な啓発につとめている。

阪神国際港湾株式会社では、台風に伴う暴風時の事前防災行動として、荷役機械の逸走を防止すべく、荷役機械のアンカー等による固定を実施した。

また、大阪港湾局から、荷役機械更新までの間、老朽化した既設荷役機械の適切な維持管理を行うことが、課題となっている。

9 上屋建物の暴風に対する補強の実施

台風に伴う暴風時において、上屋の機能を確保するための対策を検討し、実施していく。

実施主体は大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

令和4年度の実施内容としては「令和4年度に取替を予定していた上屋5棟のシャッター取替を実施」。

また、令和5年度以降も順次、シャッターの取替を実施していく。

10 防潮堤耐震化の推進

各管理主体が堤内地への浸水を防止、低減するため既存堤防の耐震強化を推進し

ていく。

実施主体は大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局、大阪
市建設局。

達成期間は短期。

令和3年度 of 取組内容としては、各々の実施主体において、令和5年度完了に向け
て耐震化工事を実施している。

課題としては、大阪港湾局から、此花区の一部の区間においては、防潮堤耐震化工
事の国直轄事業化が必要との意見がある。

令和5年度以降の取組予定としては、各々の実施主体が引き続き、耐震化工事を実
施していく。

以上、アクション項目1からアクション項目10までの説明である。

(議長代理)

説明について、質問、補足説明等無いか。

(大阪府西大阪治水事務所)

アクション項目で説明があった中の「アクション項目10：防潮堤耐震化の推進」につ
いて補足させていただく。

先ほど事務局から説明があった、南海トラフ巨大地震対策を令和5年度完成に向け
て実施とあったが、現状、南海トラフ巨大地震対策として、要延長対策が全体で34.0km
である。

そのうち、令和4年度末の対策見込み延長が33.9kmとなっており、現状99%進捗
している。なお、残りの区間について、工事中であり、令和5年度末完成に向けて実施し
ている。

(議長代理)

他に、質問、補足等無いか。

(参加者全員)

異議なし。

(議長代理)

意見等が無いようなので、続けてアクション項目11から事務局より説明を願う。

(事務局)

続いて、アクション項目11からアクション項目20までを説明させていただく。

1 1 官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制の充実

自然災害発生時における防御態勢を万全とするため、防潮扉の閉鎖体制の充実と、それに伴う訓練を継続的に実施していく。

実施主体は記載のとおり、近畿地方整備局河川部を初め、此花、港、大正、住之江区の臨港4区役所、水防団、防潮扉管理企業、防潮扉近隣住民である。

達成期間は継続実施。

令和3年度を取組内容としては、記載のとおり、各実施主体の研修・訓練、啓発活動を行った。

課題としては、閉鎖体制の高齢化と人員の確保である。

令和5年度以降も引き続き定期的な訓練を実施、体制充実をはかるための継続的な啓発活動を実施していく。

1 2 官民合同避難訓練実施に向けた支援

各管理主体が継続して官民合同訓練の支援を行っていく。

実施主体は大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

西大阪治水事務所の令和4年度を取組内容としては、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発を実施した。

大阪港湾局については令和4年7月に大阪港運協会、大阪港湾労働組合協議会、全日本港湾運輸労働組合同盟、臨港4区役所と連携し、港湾事業者と港湾労働者を対象とした「防災勉強会および避難訓練」を令和4年7月に実施した。

令和5年度以降の取組予定としては「引き続き、官民合同訓練実施に向けて、継続して取り組んでいく。

1 3 防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の充実

各管理主体が継続して、防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の実施および災害時における連携した放置自動車、物品の移動体制を確保していく。

実施主体は、大阪府都市整備部河川室、西大阪治水事務所、大阪港湾局、水防団。

達成期間は継続実施。

大阪府都市整備部河川室及び西大阪治水事務所は河川域のパトロールや巡視などを継続実施しており、占有者への指導等を通じ、適正な河川施設の利用に努めた。

大阪港湾局としては「堤防敷不法占有、不適正使用の調査を継続実施し、指導・是正措置を行い、所有者不明の不法占有物品については撤去・除去を行っている。

水防団と大阪港湾局の「災害時における連携した放置自動車や物品の移動体制の

確保」として、関係団体と「災害時協定」を引き続き締結となっている。

令和5年度以降は、各実施主体は「継続して調査、監視、指導および是正措置を実施していく。

課題として、淀川左岸水防事務組合より、「放置自転車等について、常時把握は難しく、台風時の事前巡視での確認となる」との意見がある。

1.4 港湾で働く労働者等の防災・減災知識の充実と自主防災への意識の向上

ここでは、港湾事業者や港湾労働者が自主的に適切な防災行動がとれるように、防災・減災知識の充実に向けた啓発活動を行い、自主防災への意識を促す。また、これらの取組から企業の防災能力を向上し、施設の浸水被害や物品の流出低減を図る。

実施主体は大阪府危機管理室、大阪府西大阪治水事務所、大阪市危機管理室、企業（港運会社、船社等）。

達成期間は継続実施。

令和4年度取組内容としては記載のとおり、各実施主体において、「各被害想定ホームページ掲載、ホームページの多言語化による啓発、ハザードマップの全戸配布」等を行った。

令和5年度以降も各実施主体が引き続き、啓発活動に取り組む。

1.5 関係機関による緊急時情報発信の充実

各管理主体により継続して、緊急時の情報発信や連絡体制を確保していく。

実施主体は、大阪市危機管理室、臨港4区役所、大阪港湾局、大阪港運協会、企業（港運会社）。

達成期間は継続実施。

主な取り組みは記載のとおり、各実施主体において、「大阪市防災アプリの啓発チラシの作成、防災スピーカー及びSNSを利用した災害情報の発信、MCA無線を使用した情報伝達、各関係機関との連絡体制の整備・更新等を実施した。

令和5年度以降取組予定としては、各実施主体ともに「引き続き、情報発信の充実に努める。

課題として、臨港4区役所から「防災スピーカーは、建物内や場所によっては聞き取れない」また「情報発信の手段の効果を上げるためには、各区のツイッター自体の認知を上げる必要がある」等の意見があった。

1.6 高潮避難に関する避難情報発令基準の作成

高潮避難に関する検討を行い、避難情報発令基準を作成していく。

実施主体は大阪市危機管理室。

達成期間は短期。

令和4年度の取り組みとしては、令和3年度に避難情報等実施要領の改訂をしており、令和5年度以降も引き続き、内閣府が作成している避難情報に関するガイドラインの改定に併せて更新していく。

1.7 新たな高潮浸水想定図に基づくハザードマップ・避難計画の作成

施設の災害への備えとしてリスクやとるべき行動を平時から確認するため、水害ハザードマップや避難計画を作成していく。

実施主体は大阪市危機管理室、企業（港運会社、船社、倉庫会社等）。

達成期間は短期。

令和4年度の実施内容としては、令和2年8月に大阪港湾局（旧府営港湾）により高潮浸水想定区域図が公表されたことで、令和3年度に水害ハザードマップを更新し、ホームページを活用して周知を行った。

令和5年度以降も引き続き、ホームページ等を活用し、市民等への周知・啓発を行っていく。

1.8 定期的な防災連絡会議（委員会）等の開催による情報共有

各実施主体は継続して、会議・訓練などを通じて情報共有を行っていく。

実施主体は近畿地方整備局防災室を始めとする構成機関で、記載のとおり。

達成期間は継続実施。

令和4年度の実施内容としては、会議等においては「大阪湾港湾広域防災協議会」、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議」の開催。

訓練については、「堺泉北港2区基幹的広域防災拠点での現地総合訓練」、「大阪府地震・津波災害対策訓練」の実施。

その他として、HPでの情報発信、講演、講習会、勉強会を通じて情報共有を行っている。

令和5年度以降も引き続き、定期的な訓練と関係機関の会議等に積極的に参加し情報共有を行っていく。

課題としては、新型コロナウイルス感染拡大しているため、「密にならない訓練や打合せ、他機関との効率的な情報共有方法」、「新たな取り組み方法を検討する必要がある」などの意見がある。

1.9 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保

自然災害発生における防潮堤応急復旧対策の実施体制を継続していく。

実施主体は、大阪府都市整備部事業管理室、大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所、大阪市建設局、大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。大阪市建設局では、災害時の応援復旧の協定に基づき、意見交換を実施した。令和5年度以降も引き続き、取組を継続していく。

20 被災状況調査の充実

各管理主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結していく。

実施主体は近畿地方整備局港湾空港部、大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局。達成期間は継続実施。

令和4年度を取組内容として、近畿地方整備局港湾空港部は、必要に応じて災害時の協定を活用できるよう、被災状況調査に努めた。

西大阪治水事務所は防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めた。

大阪港湾局ではドローンを始めとする新たな技術を導入し、安全な日常点検作業や災害発生時の対応に備え定期的に飛行訓練を実施した。

令和5年度以降の取組予定としては、引き続き災害時における調査等の相互協力について協定締結を継続していく。

以上、アクション項目11からアクション項目20までの説明である。

(議長代理)

説明について、質問、補足説明等無いか。

(淀川左岸水防事務組合)

「アクション項目11：官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制」に関して、補足含め、水防団に関して発言させていただく。

令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大により、水防訓練について、中止や延期、あるいは縮小しての実施を余儀なくされてきた。今年度については、従来通りの一連の訓練を、一応すべて実施することができたが、この間、訓練等の姿を見ることができず、一般の方の関心が少し薄れてしまった感があった。

どこの組織体でも同様だろうが、働きどころの中堅の人口が減少してきており、水防団でも新たな成り手が少なくなってきたり、団員数の減少と高齢化が進んできている。

また、水防団という名前は知っているが、特別地方公共団体に属する準公務員であるということ、自助、共助、公助でいうと、共助の一面も持つものの公助の役割を有していることなど、案外知られていないという状況である。

お手元に団員募集のチラシを配布いただいている。若手や中堅どころの方に少しでも興

味を持っていただけるように、淀川左岸水防事務組合では、今年度実施した鉄扉訓練や水防訓練について、すべてYouTubeに動画としてアップしている。

この会議に参加されている、中居本部長や武智会長、関係区の方もご尽力いただいているが、皆様の所属部署においても、このチラシを閲覧等していただければ有難い。

興味があり、話を聞かせてほしいという方がおられたら、当事務組合に連絡いただく、あるいは紹介いただければと思う。

(議長代理)

ぜひこのような課題に協力していただければと思う。

他に、質問、補足等無いか。

(参加者全員)

異議なし。

(議長代理)

意見等が無いようなので、続けてアクション項目21から事務局より説明を願う。

(事務局)

続いて、アクション項目21からアクション項目26までを説明させていただく。

2.1 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備

被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルに取りまとめを行う。

実施主体は大阪港湾局、企業（港運会社、倉庫会社）。

達成期間は短期。

令和4年度の実施内容としては大阪市震災総合訓練に併せて、民間事業者にもマニュアルの周知を図った。

課題としては、荷さばき地や岸壁にコンテナがはみ出し、残置している状況が見受けられるとの意見がある。

2.2 官民連携による大阪港復旧体制の継続

自然災害発生後における、水域の漂流物を迅速に回収できる体制の継続、および航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施体制の継続。また、被災後の各施設の復旧体制を継続するものである。

実施主体は、近畿地方整備局河川部を初めとする記載のとおり。

達成期間は継続実施。

令和4年度の各実施主体の取組内容は記載のとおり、主な内容としては、「大阪湾BCPの情報伝達訓練の実施」、「各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定の締結」となっている。

課題としては、大阪港湾局から「包括的協定の実効性を向上させる必要がある」との意見がある。

2.3 大阪港BCPの推進

「危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中段・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行うものである。

実施主体は近畿地方整備局港湾空港部を初めとする記載のとおり。

達成期間は継続実施。

令和4年度の取組内容としては「大阪港BCP協議会による情報伝達訓練の実施」、また大阪海上保安監部については「大阪港台風等災害防止措置実施要領の改正を行った。

その他の実施主体の取組内容については、記載の通りである。

課題としては、主に「他機関との連携を強化する必要がある」また「継続的な計画の見直し・改善により大阪港BCPの実効性を向上していく必要がある」等の意見がある。

2.4 要避難者の避難の迅速化

各管理主体において、来訪者や港湾労働者、外国人が要避難者となった場合、迅速に避難できるよう取り組みを継続するものである。

実施主体は大阪府西大阪治水事務所、大阪市危機管理室、大阪港湾局、大阪市経済戦略局、臨港4区役所、企業（港運会社、倉庫会社）。

達成期間は継続実施。

令和4年度の取組内容として、大阪府西大阪治水事務所は「津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動の実施」、大阪市危機管理室は「水害ハザードマップの更新および大阪市防災アプリの周知」、大阪市経済戦略局については「災害情報等を多言語で入手できるサイト「オオサカ・セイフ・トラベルズ」のリンクの掲載」、「一時滞在施設を確保するため宿泊施設との協定締結」、臨港4区役所については「津波浸水の恐れがある区において、継続して津波避難ビル等の確保」等となっている。

課題としては、経済戦略局からより多くの人へ「オオサカ・セイフ・トラベルズ」

の周知が必要である。また、臨港4区役所から「津波想定では湛水して長時間移動ができなくなる」、「区全体では、避難者想定人数分の避難ビルを確保しているが、地域によっては、充足状況に偏りがある」等の意見がある。

2.5 被災後の使用可能港湾施設の情報の発信

被災後の物流機能を確保するため、引き続き利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行っていく。

実施主体は近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

令和4年度の実施内容として、近畿地方整備局港湾空港部は災害発生後の初動段階から、被害状況の全体像を把握することができる「ディ・マップス」による情報発信の継続、大阪港湾局については「大阪港 BCP」において協議会構成員と岸壁等の使用可否について情報共有訓練の実施」となっている。

課題としては、「大阪港 BCP の実効性を向上させる必要がある」との意見がある。

2.6 非常用電源の設備改良・整備

災害発生時において、初期初動の指導命令機能を確保できるよう、非常用電源の整備を行う。

実施主体は大阪港湾局。

達成期間は短期。

令和4年度の実施内容として、大阪港湾局は「平成30年台風21号の影響による施設内発電設備回路の見直しや浸水対策に伴う港湾防災センターおよび鶴町電気事務所の設備改良を行うとともに、大阪港湾部（中之島支部）に非常用電源を整備し、災害時に活用すべく、充電の確認等を行った。

以上、簡単に説明を行ったが、議題2の大阪港自然災害対策アクションプラン（案）の事務局からの説明とさせていただく。

今年度のアクション項目（26項目）につきまして、概ね100%の進捗率で回答があった。

構成機関の方から補足や詳細説明をいただけたらと思う。

（議長代理）

ただいま、事務局から説明した議題2の大阪港自然災害対策アクションプラン（案）に対して、補足説明等はあるか。

（大阪港湾局 計画課）

アクション項目で説明があった中の「アクション項目23：大阪港BCPの推進」について補足させていただく。

大阪港BCPに定める事前対策項目について、今年度は「大阪港における輸送体制の強化」及び「電源の浸水対策の推進」に取り組んでおり、「大阪港における輸送体制の強化」としては、大阪港運協会、大阪船内荷役協会及び大阪沿岸荷役協会と災害時における緊急輸送の荷役にかかる協定を締結する予定をしている。

また、「電源の浸水対策の推進」としては、アクション項目7にもあるように、阪神国際港湾株式会社にて、C2およびC3の受変電設備の嵩上げ工事が進められている。

(議長代理) 他に、補足説明、全体を通しての意見・質問はあるか。

(参加者全員)

異議なし。【議題2「大阪港自然災害対策アクションプランの策定について」承認。】

(議長)

それでは、今後このアクションプランについて、参加機関の皆様と一緒に今後議論、協議を進めて参りたい。

これで本日の議事はすべて終了とする。

私ども行政は、防潮堤などのハード整備をはじめとした防災対策に尽力していくが、津波や台風への対策は行政だけでやりきれるものではない。各実施主体は、本日確定した「大阪港自然災害対策アクションプラン」に基づき、引き続き、津波災害対策や台風に伴う防風・高潮への備えに努めていただくようお願いする。

最後に、本会議のアドバイザーとして出席いただいている河田先生並びに米山先生より、ご意見、ご感想などをいただく。

(関西大学 社会安全学部 社会安全研究センター長 河田教授)

河田でございます。

このような自然災害対策について、2重、3重に問題点をチェックしておかなければ、災害が起こった時に対応が出来ないという事になりますので、引き続き対応をよろしくお願い致します。

さて皆さん、ご承知の様に、今年は、関東大震災100年という事で、南海トラフの巨大地震、あるいは直下型地震対策をどうするかという事を政府が中心となり、令和5年度から、新しい取組が始まろうとしています。

1つは、私がずっと提唱している『災害の相転移』と言いますか、今から12年前の東日本大震災では、震災直後に1万6千人の方が亡くなりました。なぜ亡くなられたか。

津波が巨大だったからではありません。避難しなかったからです。浸水域に住んでいた60万人の住民の約27%が避難しませんでした。なぜか。

仕事がある、防潮堤がある、気象庁の大津波警報は当たらないと。

岩手県沿岸は地震の後、津波第一波が来るまで約30分ありました。避難していれば、ほとんどの方が助かっていました。

もちろん、陸前高田のように、市役所の4階まで18.3mの津波が来たところもあります。しかしながら、避難していれば多くの方は犠牲にならずに済んだという事です。

つまり、避難しなかったという事が、非常に大きな被害にわたる、人的な被害ですが、実は、1896年の明治三陸、1933年の昭和三陸も、住民が避難しなかったという事が、人的な被害を非常に大きくしているという事が分かりました。

また28年前の阪神淡路大震災では、直後に5500の方が亡くなりました。それまでは、都市で地震が起こっても、火災が発生しなければ、多くの犠牲者は出ないと。

ですから、9月1日の防災の日の標語は、「地震だ、火を消せ」と、この標語が使われていました。

しかしながら、阪神大震災が起こった直後に、5500人が亡くなったのですが、5000人は、古い木造住宅の全壊倒壊で亡くなりました。火災で亡くなった方は、その10分の1の500人です。つまり、古い木造住宅が凶器になったわけであります。

ですから将来、大阪港に大きな津波がやってくる、あるいは、大きな高潮がやってくる、あるいは地震が発生するっていったときに、いったいどこで極端に大きな被害が出るのかという事を事前にキャッチすれば、それが発生しないようにすることによって、被害は激的に減るわけであります。

今までは、色々なことをやらなければ、いけないという事で、その対策に重みをつけることができませんでした。

しかし、どういう被害が発生するかという事は、予測する事ができれば、それを重点的に抑えればいいわけであります。

その後、どうすれば良いかと言えば、内閣府防災が令和5年度から、情報のDX化を進めようとしています。

具体的には、SIP4Dという、英語で言うようにという事で日本語には訳していませんが、政府・自治体が、情報共有を一括管理できるような、プログラムが令和5年度から流通するようになります。

南海トラフの巨大地震によって大阪港で施設被害や津波被害が発生した場合、どのような被害が発生したのかが、政府でも共有できるシステムが、これから準備され普及することになっています。

現状、DX化が非常に遅れているという事であり、それらを一元的に管理できるようにする。と同時に実は、色々な部局で、人が動く事は重要ですから、その時に情報共有し、越境する。

つまり、自分の役割はこれだからといって、それしかやらないという事では、縦割りで困ります。

よって部局が変わっても、情報に基づいて、日頃の仕事でないところまで、応援に駆け付ける事ができるというシステムを、これから、色々なところでワークショップを行いながら、普及させるという事で、大きな災害に政府は、備えようとしています。

よって、本日の大阪港自然災害対策アクションプランに基づいて、私どもは備えているわけです。

今日、ご審議いただいた、いろんな項目を皆さまが情報共有できる。そして、かつ、自分のところだけ、やれば良いという事では無く、関連するところには、越境していただく。

こういう形にしないと、被害は、多岐に渡り出てまいりますので、対処しようとする、必ず、大きな被害に繋がっていきます。

そういう流れをご理解いただきまして、このようなアクションプランを実施していただきたい。

大阪港自然災害対策連絡会議というのは非常に長い歴史を持っています。特に、大阪は一番、進んでいると考えていただいても良いと思いますけれども、これを継続して実行していただきたい。

これは私どもの願いであり、勿論、学術研究面でも、そういったところを先端的に行っていますがやはり、実務のレベルで理解し、実行していただく事が非常に重要でございますので、今後ともよろしく願いいたします。

(京都大学防災研究所 米山准教授)

京都大学防災研究所の米山です。今日はありがとうございます。

毎年同じようなことを言っているかもしれませんが、河田先生のお話にもあったように、一年に一回関連の皆様が集まっている事自体がすごく重要だと思っています。

それから、今日ご説明いただいた各アクション項目にもやはり課題が必ずあり、それを1年で全部解決することはできませんが、長年続ける事を前提としているため、1つずつで良いので毎年、1ミリずつでも改善していく事が、最終的に大きな成果に繋がるのではないかと考えています。

これからも毎年続けて確認し、1つでも良くしていくという流れを続けていただきたいと思っております。

それと、せっかくの機会なので一つ宣伝させていただきます。

大阪弁護士会が主催となり、3月11日に「3.11 シンポジウム」という事で、「河川遡上と防災」~来るべき南海トラフ大地震の津波の河川遡上に対する防災を考える~という講演会がありまして、皆様のようにスペシャリストの人では無く、一般の方とか、弁護士の方を対象とした講演会を開きます。

大阪弁護士会の3.11シンポジウムと検索していただければ、出てくると思います。

講演者が、吉岡さんという弁護士の方で、東日本大震災の時に大川小学校の子供が被害に遭われた国家賠償訴訟を担当された方です。

その方の話と、私が、津波災害に関する研究をしておりますので、それに関するお話、それから、大阪府の河川室の横田さんの方で行政はどうなっているのか、お話をし、その後一般の方も交えて、パネルディスカッションがございます。

会場に来ていただくこともできますし、Zoomで観ることもできますので、興味がある方、また周りに、そういう方がいらっしゃいましたら、ぜひお知らせ頂ければと思います。

それから、河田先生のお話にもありましたように、「避難しなければならなかったのに」と言う事にならない様、川の近くで、こういう異変があるよ。海の近くじゃないから川が近くでも大丈夫だと思っている人はもう少ないと思いますが、川でも海のようなことが起きるという事を意外と分かっていない場合もあります。

大阪市は小さい川が多いので、その様な被害が増える事も考えられますので、この講演会、折角の機会なので可能であればお聴きいただければと思います。

以上です、ありがとうございました。

閉会